

8 陳 情 第 1 2 号	生活保護行政における適正な組織運営、法令遵守および受給者の生存権確保に関する陳情
付 託 委 員 会	福祉健康委員会
受 理 及 び 付 託 年 月 日	令和 8 年 8 月 1 8 日受理、令和 8 年 9 月 1 7 日付託
陳 情 者	新宿区下落合_____
(要 旨) - 生活保護受給者がケースマネジメント（対応）において著しい不利益や人権侵害を覚え、管理監督者である査察指導員（上司）への面談や相談を希望した際、担当職員の一存でこれを拒否・遮断することを厳格に禁止し、組織として速やかに面談に応じる運用の徹底を求めます。 - 区の広聴係、東京都福祉局、区議会議員等の外部および他部署から寄せられた苦情や要望等の重要情報について、生活福祉課内において情報の隠蔽、握りつぶし、担当者間での放置が行われないよう、課内の情報共有体制の抜本的改善および決裁プロセスの透明化・内部統制の強化を求めます。 - 災害（漏水・漏電等）による居住不能事案や、それに伴う心身の健康悪化等、国（厚生労働省）の定める転居事由および医療・福祉的必要性が生じた際、生活保護法に基づき住宅扶助を迅速かつ適切に適用し、生活保護法第 2 4 条が定める法定期限を遵守して転居費用を支給するよう、適切な運用の徹底を求めます。 (理 由) - 現在の新宿区福祉事務所（生活福祉課）においては、一職員の裁量による不適切な運用の横行、および受給者からの苦情や外部からの指摘を組織内で共有せず放置する隠蔽体質が常態化しており、市民の生存権および健康で文化的な最低限度の生活を脅かす深刻な事態となっているため。 - 新宿区からの公式返答において、区側は「漏水・漏電の状況は、居住環境に関わる重大な問題である」と公式に認めています。それにもかかわらず、生活福祉課は「管理会社が調査をする」「直れば引っ越す必要はない」と主張し、7 月 3 1 日提出の転居申請を不当に引き延ばしています。また、受給者に提出義務のない「管理会社等の住めない証明」等を要求し、不当に審査を最大 3 0 日まで引き延ばす「水際作戦」が行われているため。 - 新宿区からの公式返答では「保護担当課長及び査察指導員を含め必要な情報共有を行いながら、組織として適切に対応している」と明記されています。しかし、実際には陳情者が査察指導員への面談を求めた際、窓口で完全に遮断され、区の広聴係や新宿区議を通じて保護担当課長へ査察指導員との面談を申し入れた際に	

も、課長が「査察指導員との相談は不要」と独断で判断し、2週間以上も緊急SOSを組織的に放置・隠蔽する地方公務員法上の職務怠慢が発生していました。さらに、7月31日に司法書士から提出された正式な転居申請に対し、生活保護法第24条第3項が定める14日以内の法定期限（8月14日）を過ぎても何ら決定を出さず、組織的に違法な遅延状態に陥っているため。